

在宅要介護高齢者の受入体制整備事業について

1. 主旨

在宅で介護している家族が新型コロナウイルスに感染したことにより、濃厚接触者となった要介護高齢者が一時的に利用可能な施設のベッドを確保し、家族が安心して療養に専念できる環境を構築する。

2. 対象者

介護者が新型コロナウイルス感染症に罹患したこと等により、介護を受けることができず在宅での日常生活の継続が困難となる要介護の高齢者で、PCR検査の結果陰性と判明された濃厚接触者等

3. 受入施設

区内の短期入所生活介護（ショートステイ） 1か所

ショートステイ全25床分のうち10床分を隔離エリアとし、本事業専用ベッドとして確保する。

エレベータは専用機とするとともに、食事や入浴も当該隔離エリア内で完結させ他の利用者と交わらないようにする。

4. 実施期間

施設と調整が整い次第開始し（4月26日の週の開始を別途）、6か月程度

5. 経費（概算）

25,007,000 円

【説明】確保する10床分満床時の6か月分の介護報酬相当額及び居住費等を計上

6. 予算

当面、既存予算で対応し、必要額を令和3年第2回定例会（第1次補正予算）に提案する。（03448 高齢福祉部運営事業 委託料：25,007,000 円）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用

利用者負担はなしとする。

7. その他

東京都の補助金（高齢者分と障害者分を合わせて2,000万円）については、令和3年1月より別途確保している障害者グループホームでの受入事業に充当し、令和3年度も継続実施する（別添「令和2年12月28日付 在宅要介護者の受入体制整備事業について」参照）。

令和2年12月28日
高 齢 福 祉 部
障 害 福 祉 部

在宅要介護者の受入体制整備事業について

1. 主旨

在宅で介護している家族が新型コロナウイルスに感染した場合、日常生活において介護を必要とする高齢者や障害者は困難に直面する。

そのため、既存のサービス等が利用できず在宅での生活継続が困難な状況となる高齢者や障害者が緊急一時的に利用できる宿泊施設を確保し、必要な介護サービス等を受けられる体制を整備することで、家族が安心して療養に専念できる環境を構築する。

すでに令和2年度第4次補正予算において事業費を計上していたが、事業の具体的な内容が固まったため報告する。

2. 事業概要

家族が療養から復帰し介護が可能な状況になるまでの間、介護が必要な高齢者や障害者を、区が確保した施設（障害者グループホーム）において一時的に受け入れ、保護及び見守り対応を行う。なお、当該一時宿泊施設及び自宅等で個別支援が必要な場合には、ヘルパー事業所からホームヘルパーの派遣を行う。

3. 対象者

介護者が新型コロナウイルス感染症に罹患したこと等により、既存のサービス等の介護を受けることができず在宅での日常生活の継続が困難となる要介護の高齢者及び障害者で、PCR検査の結果陰性と判明された濃厚接触者。

< 期間中の利用想定数 >

- ・施設利用：1か月1人14日利用×3か月
- ・ホームヘルパー派遣：1人14日利用×2件

4. 予算

令和2年度第4次補正予算（03448 高齢福祉部運営事業）

【歳出】20,000千円 委託料 【歳入】20,000千円 特定財源 都支出金 10/10

（内訳）高齢福祉分 10,000千円 障害福祉分 10,000千円

5. 経費（概算）：15,289,000円

（1）障害者グループホームでの見守り等支援：10,249,000円

（1か月1人14日利用×3か月想定）

固定費用：628,000円（賃料、事務費等）

受入費用：2,061,000円（安否確認等の見守り対応の人員費、消毒・清掃費用等）

7,560,000円（訪問介護等事業者からのヘルパー派遣）

食事代は利用者負担（1食500円程度）とする。

（2）ホームヘルパーの派遣：5,040,000円（1人14日利用×2件）

当該一時宿泊施設及び自宅等へのヘルパー派遣を想定している事業者は、現時点で9事業者である。

6．実施期間

令和3年1月上旬（準備が整い次第）から令和3年3月31日まで

7．その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、需要が多い場合は障害者休養ホームひまわり荘で実施している緊急一時保護を活用する。
- (2) 要介護等の状況によりホームヘルパーが長時間滞在して介護サービス等を提供する必要性が低い場合に、1日に複数回訪問してサービスを行う、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供が可能かどうか、現在事業者と調整を行っている。